

旧優生保護法改正後における障害を理由とする不妊手術及び人工妊娠中絶の不当な働きかけを防止する措置を求める意見書

2023年（令和5年）11月14日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

障害のある人に対し、その人に障害があることを理由として不妊手術及び人工妊娠中絶を受けるよう強要や勧奨等の不当な働きかけを行うことは、障害のある人に対する差別である。このような不当な働きかけを防止するため、国は、以下の措置を講じるべきである。

- 1 国は、旧優生保護法改正後から現在に至るまでの間に、福祉施設を含む福祉関係機関及び医療機関において、障害のある人に対し、不妊手術及び人工妊娠中絶を受けるよう働きかけが行われているか否か並びに行われている場合にはその理由、実態及び背景事情について、すみやかに、全国的な調査を実施すべきである。
- 2 国は、障害を理由として不妊手術及び人工妊娠中絶の不当な働きかけを行わないよう、広く国民全体に対し、啓発活動を行うとともに、障害のある人の支援に関わる福祉関係者及び医療関係者に対しては、不当な働きかけを行ってはならないことを周知徹底すべきである。
- 3 国は、障害のある人が、周囲から、不当な働きかけを受けることなく、自らの自由な意思で子をもうけ育てるか否か、いつ・何人もうけるかを決定することができるようにするために、障害の特性に応じた包括的性教育の実施及び妊娠、出産、子育てについて社会の中で学ぶ機会の充実を図るとともに、生活支援及び子育て支援を充実させるべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

- (1) 旧優生保護法は、1948年に制定され、1996年に母体保護法へと改正された法律である。旧優生保護法は、優生思想に基づき、遺伝性疾患、ハンセン病、精神障害がある人等に対して、手術を受ける本人の同意がなくとも、審査によって強制的に、優生手術（不妊手術）及び人工妊娠中絶を実施することができる」と規定していた。同法が、憲法で保障された個人の尊厳、

自己決定権（憲法第13条）、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ（性と生殖に関する健康・権利）及び平等権（憲法第14条第1項）等を侵害する違憲の法律であったことは、もはや自明の事実である。

(2) 当連合会は、2017年2月に旧優生保護法の問題に焦点を当てた最初の意見書を公表してから、今まで、同問題に継続的に取り組み、様々な調査を行ってきた。それらの調査の中で、障害のある当事者や障害者団体関係者から、旧優生保護法が改正された後も、同法の影響が根強く残っており、障害のある人に対して、周囲から、障害を理由として不妊手術や人工妊娠中絶が不当に働きかけられている事案があるとの訴えが複数あった。また、障害を理由に医師から人工妊娠中絶を勧められた当事者から、事情を聴取する機会もあった。

(3) 2022年12月、北海道桧山郡江差町にある社会福祉法人が運営するグループホームにおいて、20年以上前から、結婚や同棲を希望する知的障害のある入居者十数名が、不妊処置を受けていたとの事案が報道された。

同報道後直ちに、北海道が同法人に対し、障害者総合支援法に基づく監査を実施し、その結果が2023年6月21日に公表された。不妊処置を受けた入居者は13名であり、不妊処置をグループホームへの入居の条件としたり、強制したりした事実は確認できなかったものの、内1人が「強制されたように感じた。」と証言したことが明らかにされた。また、道議会への報告では、「処置を強制されたと感じている利用者が一部いたが、相談記録が残っておらず、確認できなかった。」旨の説明があった。この結果を受け、北海道は同日、同法人に対し、意思決定支援への配慮が不十分で、一部の相談記録がなかったとして、運営を改善するよう指導した。

同事案は、報道によって明らかにされたものであり、全国に多数の福祉施設が存在することを考えれば、氷山の一角である可能性が高い。また、福祉施設内での強制の有無を事後的に調査するには、相談記録に頼らざるを得ない面があり、調査には限界があることも浮き彫りとなった。

(4) 当連合会は、これまでの取組の中で把握できた様々な事情から、旧優生保護法が改正された後も、障害のある人に対して、障害があるために子育てが困難である、障害が子どもに遺伝するかもしれない等、その人に障害があることを理由に、不妊手術及び人工妊娠中絶の強要や勧奨等の不当な働きかけが行われている事案が全国的に相当数存在する可能性が高いと考えている。

そこで、そのような不当な働きかけを防止し、障害のある人を含む全ての人が、自由な意思によって、子をもうけ育てるか否か、いつ・何人もうける

かを決定することができる社会を実現するために、本意見書を公表するものである。

なお、本意見書において、「不当な働きかけ」とは、障害のある人に対して、その人に障害があることを理由に、不妊手術や人工妊娠中絶を受けるよう、強要したり、勧めたりすること等によって、その人自身の自由な意思決定に不当に干渉する行為全般を指すものである。

2 旧優生保護法改正後も根強く残る影響

- (1) 旧優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」（第1条）ことを目的として掲げ、制定されてから改正されるまでの48年間に、優生思想を国策として社会に広めた。

同法による優生政策の推進は、福祉や医療の現場に留まらず、教育現場においても、高等学校の保健体育の教科書に「劣悪な遺伝」が国民の健康水準を低下させる、「劣悪な遺伝」を除去するために優生保護法がある等と記載されるなどし、子どもたちに対しても優生思想が正しい考え方として教育された。

このようにして、障害のある人を「不良」であると捉え、劣った存在として社会から排除し、差別することを是とする優生思想が人々の意識に深く根付いていった。

- (2) 国は、1996年に旧優生保護法を母体保護法へと改正したが、同法から優生思想に基づいて規定されていた優生手術等の条項を削除しただけで、同法によって生じた被害の補償をすることも、社会に広まった差別意識を解消するための措置をとることも何ら行わなかった。

被害者への補償法として、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下「一時金支給法」という。）が成立したのは、旧優生保護法改正から23年後の2019年4月であり、このことから、いかに国が同法の問題を放置していたのかが分かる。

2023年6月19日、一時金支給法第21条に基づいて、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査報告書が公表された。同調査報告書には、福祉施設、行政機関（自治体、保健所等）、医療機関等からの働きかけが手術の端緒となっていたこと、他の病気の手術であると偽って優生手術が実施されていた事例があること、優生手術の実施が福祉施設への入所条件や結婚の条件となっていた事例があること等が記載されており、旧優生保護法下における非人道的な優生手術の実態の一部がようやく明らかとなった。

(3) 当連合会が2014年に公表した報告書では、障害のある人への差別事例として、障害を理由として結婚を認めない、周囲からの圧力による出産の妨げ、人工妊娠中絶の強要ないし勧奨などの事例に加え、保育園の入園拒否、福祉的就労の異常な低賃金、家族が身内の障害を隠したり、恥じたりするなどの問題が多数、報告されている（2014年当連合会第57回人権擁護大会シンポジウム第2分科会基調報告書第3章「日本における障がいのある人の今」）。

これらの事例は、旧優生保護法によって、障害のある人を劣った存在として捉えることによる差別が助長され、社会に深く根付いたことにより、今もなお差別が続いていることを顕著に示している。

(4) 2022年9月2日にジュネーブで開催された障害者権利委員会において、日本政府の第1回報告書に対する「総括所見」が採択された。

同「総括所見」37項(b)では、委員会は、「障害のある女性及び女兒が、事情を知らされた上での自由な同意なく実施された避妊手術、子宮摘出及び中絶の報告」を懸念をもって注目するとし、同38項(b)では、「障害のある女性への子宮摘出を含む強制不妊手術及び強制的な中絶を明示的に禁止すること、強制的な医療介入が有害な習慣であるという意識を向上させること、また、障害者の事情を知らされた上での同意があらゆる医療及び手術治療の前に行われるように確保すること。」が日本政府に勧告された。

なお、障害者権利委員会が、障害のある人の中でも特に女性の被害に言及しているのは、旧優生保護法下における強制不妊手術の被害者の約7割が女性であり、かつ、人工妊娠中絶は全て女性を対象となるため、障害のある女性が特に被害を受けやすいという事実注目したものであろう。

このように、いまだに日本において、障害のある人に対し、自由な意思による同意のない不妊手術及び人工妊娠中絶が行われていることは、障害者権利委員会にも報告され、是正措置をとるよう勧告がされている。

3 不当な働きかけ自体をなくすべきであること

(1) 障害のある人に対して、その人に障害があることを理由に、不妊手術や人工妊娠中絶を受けるよう強要や勧奨等の不当な働きかけを行うことは、何ら正当な理由のない取扱いであり、このような働きかけを行うこと自体が差別に該当する。

これに対して、不当な働きかけを受けた障害のある人が、不妊手術や人工妊娠中絶に同意すれば、その人自身が不妊手術や人工妊娠中絶を受けること

を意思決定したと言えるので、それによって差別の人権侵害性が治癒される
との考え方があり得るように思われる。

- (2) この点、旧優生保護法の下では、障害のある人等に対し、審査によって強
制的に優生手術及び人工妊娠中絶が実施されていただけでなく、本人の同
意（並びに配偶者があるときはその同意）を得て、これらの手術が実施され
てもいた。

この同意の下に手術が実施された場合であっても、同法によって、国から、
「不良」とみなされ、子をもうけないよう不当な圧力を受ける立場に
置かれた人は、自由な意思決定が阻害されている状況にあり、自らの自由な
意思によって子をもうけ育てるか否か、いつ・何人もうけるかを決定するこ
とはできなかつたというべきである。

すなわち、旧優生保護法下において、優生手術及び人工妊娠中絶への同意
は、真の同意と評価できるものではなかつた。

一時金支給法は、優生手術に対する同意があつた場合でも、一時金支給の
対象としていることから、同法も同様の考え方に基づいているものと解され
る。

- (3) 旧優生保護法は1996年に改正されたが、その後も現在に至るまで、同
法によつてもたらされた優生思想に基づく差別は、社会に深く根付いている。

障害のある人は今もなお差別を受け、その差別は、特に、結婚や出産に関
わる場面で顕著に現れている。

このように、旧優生保護法が改正された後も、障害のある人は、周囲から
の差別によつて不当な圧力を受け続けており、不妊手術や人工妊娠中絶を受
けるよう不当な働きかけを受けた場合に、これを拒むことは困難である。

特に、不妊手術や人工妊娠中絶の不当な働きかけが、福祉サービス等の支
援の提供と関連付けて行われた場合には、障害のある人は、これを拒めば支
援の提供を受けられなくなるのではないかというおそれから、働きかけを拒
むことは事実上極めて困難である。

- (4) 以上に述べたとおり、現在の社会状況下では、障害のある人が不妊手術や
人工妊娠中絶を受けるよう不当な働きかけを受けた場合に、これを拒むこと
は困難なのであるから、周囲からの不当な働きかけ自体をなくしていかなけ
ればならない。

4 全国的な調査の必要性

- (1) 障害のある人は、その人の有する障害の特性や環境の要因により、自らの

受けた被害について、適切な被害申告を行うことが難しい場合がある。

また、障害を理由に不妊手術や人工妊娠中絶を受けるよう不当な働きかけを受けたということは、それが妊娠及び出産という極めてプライバシー性の高い事柄に関する被害であるために、そもそも第三者には申告しにくい性質の被害である。

それゆえに、現在までに表面化している事案は、同種事案の全体数から見ればごく一部にすぎず、全国的には同種事案が相当数存在する可能性が高い。

(2) 本問題に関して、各都道府県が個別に調査を行ったのでは、都道府県ごとに、調査の実施の有無について結論が分かれ、調査対象及び調査事項も異なる結果となり、全国的な被害実態の把握が困難となる。

また、不妊手術及び人工妊娠中絶の働きかけが行われている理由は、障害があること以外にも、母体に生命の危険が生じること等の理由があり得るが、理由を限定することなく広く調査を行うことが、実態把握のために有益である。

したがって、国は、旧優生保護法改正後から現在に至るまでの間に、福祉施設を含む福祉関係機関及び医療機関において、障害のある人に対し、不妊手術及び人工妊娠中絶を受けるよう働きかけが行われているか否か並びに行われている場合にはその理由、実態及び背景事情について、すみやかに、全国的な調査を実施すべきである。

5 不当な働きかけを防止するための措置

障害のある人の周囲にいる人々や、障害のある人を支援している福祉関係者及び医療関係者は、妊娠、出産及びその後の育児が障害のある人にとって過大な負担となる、生まれてきた子どもにとって障害のある人を親に持つことは不幸である等の考えから、不妊手術や人工妊娠中絶を働きかけているという側面があると言われている。

また、障害のある人は、自らを支援してくれる人たちから不当な働きかけを受けたときは、その人たちへの恩義や負い目を感じる気持ちから、内心は嫌だと思っけていても、拒むことがより難しくなってしまう。

しかしながら、子をもうけ育てるか否か、いつ・何人もうけるかは、人としての生き方の根幹に関わる事柄であるとともに、妊娠、出産及び育児を過大な負担と思うかどうか、生まれてきた子どもが親をどう思うか等は、人によってそれぞれであり、第三者が勝手な決めつけによる判断を押し付けるべき事柄ではない。

したがって、国は、障害を理由として不妊手術及び人工妊娠中絶の不当な働きかけを行わないよう、広く国民全体に対し、啓発活動を行うとともに、障害のある人の支援に関わる福祉関係者及び医療関係者に対しては、不当な働きかけを行ってはならないことを周知徹底すべきである。

6 自由な意思決定を可能にするための措置

(1) 障害の特性に応じた包括的性教育の実施及び学ぶ機会の充実

- ① 障害のある人を含む全ての人々が、自らの自由な意思によって、子をもうけ育てるか否か、いつ・何人もうけるかを決定するためには、幼少期から、心身の発達の度合いに応じて、具体的かつ実践的な包括的性教育を受ける機会が保障されていることが重要である。

性行為とは何か、性行為によって妊娠したり、性感染症に罹患する可能性があること、その可能性を知った上で性行為に同意するか否かを自ら決めることができること、避妊する方法、妊娠及び出産が体にもたらす影響等、具体的に知っているものでなければ、性と生殖に関する適切な選択をすることはできない。

誰しもが、性教育によって正しい知識を身につけ、自らの行動の意味を知ってはじめて、パートナーとの間に子をもうけ育てるか否か、いつ・何人もうけるかという、人生にとって極めて重要な事柄を自由な意思によって決定することができるのである。

- ② 障害のある人は、その人の有する障害の特性ゆえに、性と生殖に関する正しい知識を身につける上で困難に直面するケースが多いものと考えられる。

したがって、障害のある人に対する性教育の提供にあたっては、障害の特性に応じて、分かりやすく説明をする工夫が重要である。

さらに、学校教育が終了した後も、障害のある人が、妊娠、出産及び子育てに関して、引き続き社会の中で学ぶ機会を充実させること及びこれらに関して困難に直面したときに、相談できる機関や情報交換をすることができるネットワークを構築することが必要である。

(2) 生活支援及び子育て支援の充実

- ① 現状、障害のある人に対する社会的支援が不足しているため、同人の支援に関わっている福祉関係者や医療関係者は、障害のある人が妊娠及び出産をすることに消極的にならざるを得ず、不本意ながら不妊手術や人工妊娠中絶を受けるよう不当な働きかけをしている可能性がある。

これは、障害のある人にとっても、支援を行う人にとっても過酷な事態であるから、社会全体でこのような過酷な事態を解消し、互いに尊重し合うことができる社会を実現していかなければならない。

そこで、国は、障害のある人が、周囲から、不当な働きかけを受けることなく、自らの自由な意思で子をもうけ育てるか否か、いつ・何人もうけるかを決定することができるようにするために、生活支援及び子育て支援を充実させるべきである。

- ② 生活支援及び子育て支援の充実にあたっては、障害のある人本人への生活支援及び子育て支援だけでなく、子どもへの生活支援など、家庭全体を視野に入れた支援の充実を図ることが重要である。

現在、日本では、親に障害があるため安全な子育てができないなどという理由で、親子が分離され、障害のある人が自らの手で子育てをすることができない例も多くある。このような実態に鑑み、子どもとの同居が可能な子育て支援型グループホームの拡充を含め、親子が分離されることなく支援を受けることができる体制作りが必要である。

以上